

海外消防情報センターの歩み——これまでとこれから——

2015年11月

海外消防情報センター(以下「情報センター」という。)は、2016年4月1日に満20年を迎える。その設立目的と性格は、この20年間で少しずつ変わってきているように思える。

また、本年3月3日からホームページを一新した。これまでのホームページは、海外消防事情の文献検索と刊行物の販売だけであった。新しいホームページは、英語版サイト4ページと日本語版サイト8ページに生まれ変わった。メインは、従来有料で刊行物として販売していた個人向けの海外消防事情シリーズや、英語・日本語併記による日本の消防制度の海外向け紹介、日本の消防関係法令等の英訳をPDFファイル形式により掲載し、無料で公開・印刷できるようにしたことだ。また、新たに作成した「中国の消防事情(新版)」、「日本の消防」の最新版、「日本の消防における点検報告制度」、「英訳 消防法」、「英訳 消防組織法」「英訳 消防法施行令」、「英訳 消防力の整備指針」の改訂版については、刊行物は作らず、WEBでの公開のみとした。勿論、これまでのホームページにあった海外消防事情の文献検索と刊行物の販売については、引き続き存続させている。

今回、伝達手段を紙からネットワーク利用へと切り替えたのは、大きな変化であるが、単にそれだけにとどまらず、情報センター自体も今後大きく変わっていくのではないかと思える。情報やネット関係の進歩、さらに各国間の交流の進展など技術、社会環境の進展が背景にあるとしても、この20年を振り返ったうえで、今後どの方向に向かうべきかを考えることは、満20年を迎えるにあたってそれなりに意義のあることだと思う。

◆情報センターが生まれるまで

国際化の進展に伴い、数多くの海外調査が行われ、消防関係機関総体としては、相当量の海外消防情報が蓄積されていると考えられた。この情報を一元管理し、消防全体で活用するシステムを整備する必要がかなてより指摘されていた。このような問題意識で、平成2年(1990年)に自治省消防庁(以下「消防庁」という。)から(財)消防試験研究センターに話があり、設置要綱を1990年9月25日に制定して、同センターに「海外消防情報の活用に関する調査研究委員会(委員長 消防庁審議官)」を設置し、平成6年(1994年)まで継続した。

1990年10月3日に第一回の委員会が開催され、海外消防情報の活用に加えて、日本の消防制度を海外にPRすべきではないかとの意見もあった。同年11月から各国消防事情調査が開始された。

同委員会は、3年間の調査の結果、1993年12月に成果物として次の3点を発行した。

- ・「海外消防情報調査研究委員会報告書(単行本編)」
- ・「同(雑誌編)」
- ・「同(世界各国の消防に関するアンケート調査結果)」

その後、消防試験研究センターは、引き続き資料を収集するとともに、消防科学総合セ

ンター内にスペースを借り、パソコンを導入し、要員 1 名により、その分類を行った。

1995 年 3 月「INFORMATION ON FIRE SERVICE OF THE WORLD」が作成、配布される。

◆情報センターの設立

情報センターは、1996 年 4 月 1 日に消防庁と消防関係団体が協議会を作り、情報の収集、保守および提供、調査研究等の業務を行うために設置され、その事務局は、(財)日本消防設備安全センター(以下「安全センター」という)の事務所内に設置される。

設立目的は、消防の分野における国際化の進展に伴い増加する海外情報需要への対応に資するため、海外における大規模災害の状況、消防・救急業務の実態、資格制度の実態、規格・基準の制定状況、検査機関・試験機関の実態等の海外の消防に関する基本的な情報を収集し、情報の分類、整理を行うとともに、これらの情報の管理・活用を図ることであった。また、それは、日本の消防職員がそれを利活用するのを支援するためであった。

組織としては、事務局を安全センターの事務所内に置き、それまで、消防試験研究センターが消防科学総合センター内で収集した資料と作業に使用したパソコンを引き継いだ。当時は、情報センターの事務を処理するため、専門調査員 1 人と臨時職員 1 人を置くこととした。

情報センターが、安全センター内に設置され、事務局が置かれたのは、安全センターの寄付行為第 4 条(事業)に「(11)消防防災に関する外国との情報、技術等の交換及び消防関係者の交流、(18)消防関係情報の収集及び関係者への提供」とあり、発展途上国に対する技術協力を実施する等国際関係業務について実績があること。また、これらの業務を実施するための組織とスタッフを有しており、情報センターの業務遂行に協力が期待できること。からであった。

情報センターの運営は、消防関係機関 7 団体(消防団員等公務災害補償等共済基金、日本消防検定協会、危険物保安技術協会、安全センター、(財)消防科学総合センター、(財)消防試験研究センター、(財)救急振興財団)で構成する協議会が行うこととされ、会計については、安全センターとは別会計とされた。

情報センターの業務は、

(1) 情報データの収集及びデータベースの保守業務

- ①国内の刊行物(10 誌程度)に掲載された関連情報の収集とデータベース化作業
- ②海外の刊行物(定期購読する欧・米の 2 誌等)に掲載された関連情報の収集とデータベース化作業
- ③消防関係者が海外調査を行った際に入手した資料等のデータベース化作業
- ④その他隨時入手した資料等のデータベース化作業

(2) 国別基本情報の保守業務

米、英、仏等主要 15 か国について概ね 5 年に 1 回程度アンケート調査を行い、その他の国については随時機会をとらえて情報内容の更新を行う。

(3) 調査研究

情報の効率的な収集・活用を図るための調査研究を行う。

(4) 情報提供業務

①FAX/電話による問い合わせに対応する。

②年間に収集したデータ目録を年次報告としてまとめ、関係者に周知を図る。

収集した海外消防情報のデータリストは、以下の時期に以下のタイトルで発行された。

1997 年 3 月に「海外消防情報データリスト(1996 年 12 月末現在)」、1998 年 2 月に「海外消防情報データリスト(1997 年 1 月~12 月)」、1999 年 2 月に「海外消防情報データリスト(1998 年 1 月~12 月)」、2000 年 2 月に「海外消防情報データリスト(1999 年 1 月~12 月)」である。

その後データの増加と利用上の便宜を考慮して、2002 年 2 月に 2 分冊にして 2001 年 12 月末時点の収集分をまとめて発行した。「海外消防情報データリスト(1)(2001 年 12 月末現在)」「海外消防情報データリスト(2)(2001 年 12 月末現在)」の 2 分冊である。

その後 3 年後の 2005 年 2 月に「海外消防情報データリスト(1)(2004 年 12 月末現在)」「海外消防情報データリスト(2)(2004 年 12 月末現在)」の 2 分冊を発行した。この時点での収集した情報は、134 の国及び地域となり、データ数は延べで 4,930 件を数え、2 分冊のページ数は 450 ページになった。

なお、保有するデータを WEB 化した「海外消防情報検索システム」は 10 年後の 2006 年に構築された。

1996 年 4 月 30 日に第一回運営委員会が開催された。

同年 9 月海外消防情報調査専門員を委嘱した。できるだけ多くのデータを収集し、これをデータベース化するために消防庁各課・室、消防研究所、消防大学校、消防庁関係団体、主要都市の消防局、消防関連の民間企業および大学等の学識経験者 95 名を調査専門員に委嘱し、情報収集に協力依頼をした。その結果、1997 年 3 月末現在約 2,200 件のデータを収集できた。しかしながら、8 年半後の 2005 年 2 月の時点では、担当者の異動などに伴って調査専門員もはっきりしなくなってしまい、情報センター中心の情報収集にならざる得なかった。

2000 年 4 月に諏訪部氏が情報センター長に就任したが、その時には、センターの業務は、

- ① 海外消防情報の収集・分類・保存（定期刊行物、消防関係機関等から情報を収集し、データベース化を行う）
- ② 海外消防情報の照会に対する回答（情報の有無、内容に関する照会に対して、電話また

はFAXで情報提供を行う)

- ③ 海外消防情報の効果的活用についての調査研究
- ④ 海外消防情報に関する広報等

と捉えられていた。

◆海外消防情報シリーズの作成（以下同氏の著作からの引用）

同氏が、情報センターに勤務を始めた時に、国の消防庁から主要諸外国の消防事情を取りまとめてほしいという話があった。特に、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランスの4か国については、できるだけ早く作成するようにとのことであった。当時比較的資料が整っていたイギリスから取り掛かった。

資料は、原則として、各国1冊とし、その構成は、はじめに国の概要、国の行政体制、地方制度に触れた後、消防防災制度、救急・救助、消防車両等の保有状況、各種災害の状況等を記述し、最後に個別の主な消防機関の状況を例示し、巻末には参考文献を掲げることとした。

各国の消防防災機構は、その国の置かれた状況や災害の状況により、特徴があり、国、地方のどの段階で担当するか、国の地方制度の在り方とも関係してくるからである。

直接その国に出向いて調査し、資料を作るのではなく、収集した消防防災関係の資料その他を元に資料を編集する（インターネットで直接最新の情報を得られるところもあるが）ので、なかなか難しいところもあった。収集した資料も日本語の報告書や論文ばかりではなく、外国語の資料もあり、英語をはじめドイツ語、フランス語の資料も必要に応じて翻訳した。インドネシアについては、インドネシア語の消防関係の法令集とそのうち消防関係の基本的な法律を英訳したものがあったが、英文の一部に脱落していると思われるところがあったので、一語一語インドネシア語辞典を引きながら翻訳したことがあった。

同氏がセンター長に在籍した5年間に、①イギリス（2000年9月）、②ドイツ（2000年11月）、③フランス（2001年1月）、④アメリカ（2001年5月）、⑤韓国（2001年9月）、⑥中国（2001年11月）、⑦フィリピン（2002年3月）、⑧マレーシア（2002年8月）、⑨インドネシア（2003年2月）、⑩ベトナム（2003年10月）、⑪オーストラリア（2004年3月）以上11冊の各國の消防事情を作成することができた。「海外消防事情シリーズ」と銘打ったこの一連の資料作成も、一応、体を成すことができたと思っているとの感想を述べている。

このような資料の宿命として、いくらその当時の最新の情報をもとに作成しても、制度改正などがあれば、すぐに古くなってしまうことである。日進月歩する実情に限られた予算・能力で対応していくことは不可能であり、作成時の情報としてご利用いただくほかはないと思っているが、作成中に可能な限り取り入れ、間に合わなかったものは、増刷の際に修正したり、改訂版を出す時に修正した。

海外消防事情シリーズは全部で13冊になっており、⑫タイ（2005年12月）、⑬シンガポール（2009年3月）の2冊が平岩センター長、藤原センター長の時に作成された。

海外消防事情シリーズは、国会図書館をはじめ消防庁関係、都道府県・政令市の消防機関等に無償で配布した。入手を希望する個人、団体、企業には、有償で販売した。その他の印刷物についても、同じように配布したが、内容、発行部数、配布時期などにより、必ずしもそうでないものもあった。WEBサイト公開により、配布の問題はなくなった。

◆運営委員会の委員長が消防庁から学識経験者に変わる

情報センターの運営に関しては、安全センターとは別の任意団体であるため、情報センター設立準備委員会での規約案では、運営委員会が設けられ、運営委員会に、委員長と委員長代理を置き、委員長は消防庁審議官を、委員長代理は消防庁消防課長をもって充てるとされ、1996年4月30日の第一回運営委員会は、その体制で開催された。その後、2000年8月1日に規約を改正し、委員長を消防庁審議官から消防庁次長に変更し、運営小委員会も設置した。また、2001年1月6日に規約を改正して、委員長代理を消防課長から救急救助課長に変えた。これは、自治省から総務省へと省庁再編が行われ、国際消防の担当課が消防課から救急救助課に変更されたことによるものである。2003年2月1日に規約改正があり、委員長を消防庁次長から消防庁審議官に戻した。その後、消防庁の組織改正に伴って、規約を改正して、委員長を消防庁審議官から消防庁国民保護・防災部長に、委員長代理を救急救助課長から国民保護・防災部参事官に変えた。その後、2014年3月19日の規約改正により、消防庁国民保護・防災部長と同部参事官が運営委員会の委員から外れ、学識経験者が委員に加わり、委員長は委員の互選となり、委員長には小林恭一東京理科大学大学院教授が就いた。参事官はオブザーバーとして出席している。当初から現在まで安全センターの理事長が顧問に就いている。1998年から2006年の間には、消防研究所長や消防研究所理事も顧問であった。現在、情報センターの運営に消防庁は関与していないが、情報センター設立の経緯やこれまでの運営の実績から、これまで同様、密接に連携していく必要がある。

◆海外向け情報の編集及び活用へ

日本の消防に関する情報を海外向けに編集し、その提供を行うことを情報センターの設置の目的及び事業として明確にするため、2012年3月14日に規約が改正され、第1条の目的及び第2条の事業に「海外向け情報の編集及び活用」が入る。情報センターの設立時から海外へ情報を発信する必要性は、意見として出ていたが、正式な事業になったのは、この時からである。この方針に沿って、2013年3月、「日本の火災予防行政(Fire Prevention Administration in Japan)」が発行され、続いて、2014年3月には、「日本の消防用機械器具の検定制度(Inspection System for Fire Protection Machinery and Tools in Japan)」が発行され、2015年3月3日の新ホームページには、「日本の消防における点検報告制度(Inspection and Reporting System of Japan's Fire Service)」が公開されている。新ホームページ公開後は、経費負担を考慮し、本として発行することは、止めた。

「日本の消防(Fire Service in Japan)」については、情報センター設立後、2004年3月に「日本の消防(FIRE SERVICE IN JAPAN)」、2010年3月に「日本の消防(Fire Service in Japan)(和英併記)」改訂版がそれぞれ発行されてきたが、サイトの更新に合わせて、最新版を公開した。

日本の消防関係法令については、1998年度に「Fire Defence Organization Law(英訳 消防組織法)」を発行して以来、同年度に「Fire Service Law(英訳 消防法)」、「Fire Service Law Enforcement Order(英訳 消防法施行令)」、1999年度には、「Fire Service Law Enforcement Regulation (英訳 消防法施行規則)」、2004年3月には、「Cabinet Order Concerning the Control of Hazardous Materials(英訳 危険物の規制に関する政令)」を発行し、同年8月には、「Fire Defense Organization Law(改訂版)(英訳 消防組織法)」、2005年1月には、「Fire Service Law(改訂版) (英訳 消防法)」、同年12月には、「Fire Service Law Enforcement Order(改訂版) (英訳 消防法施行令)」、2006年12月には、「Fire Defense Organization Law(改訂新版)(英訳 消防組織法)」と「Guidelines for Maintenance of Fire Service Strength(英訳 消防力の整備指針)」を発行し、2009年3月には、「Act Concerning the Measures for Protection of the Citizens in Armed Attack Situations, etc.(英訳 国民保護法)」を発行し、2011年8月には、「Ministerial Ordinance for Enforcement of the Fire Service Act(英訳 消防法施行規則)」、2012年3月には、「Cabinet Order for Enforcement of the Fire Service Act (英訳 消防法施行令)」を発行した。新サイトに更新時は、「Fire Service Act(改訂版) (英訳 消防法)」の改訂版をPDF化して新たに公開し、2015年5月15日には、「Fire and Disaster Management Organization Act (改訂新版) (英訳 消防組織法)」の改訂版を、8月には、「Cabinet Order for Enforcement of the Fire Service Act (英訳 消防法施行令)」の改訂版を、10月には、「Guidelines for Maintenance of Fire Service Strength (英訳 消防力の整備指針)」をそれぞれPDF化して公開した。新サイト公開後に改訂して公開されたものについては、本の販売はなくなります。現在販売しているものも2016年3月までに販売を中止する。

◆刊行物の販売からWEBサイトでの無料公開へ

刊行物の販売をやめて、WEBで無料公開に踏み切ったのは、国内外のより多くの人々に海外、国内の消防情報を広く普及させるためであり、また、できるだけ新しい情報を伝えるため、改訂や追補を容易に行うためでもある。さらに、経済的な理由からでもある。紙の本の刊行をすると印刷代と保管料と販売関係費が掛かる。また、在庫、発送を委託しているが、その保管委託料が掛かる。さらに、本の販売等の事務量も無視できない。この費用に対し、収入は、多くて数十万円程度で、紙の本の刊行、販売事業は、大変な赤字であった。それに比べ、サイトの運営維持費は、これまで支出してきた経費であり、紙の本の印刷代、保管・販売手数料がなくなる分、サイトで刊行物の無料公開をしても、その浮いた費用をサイトの充実のために使っていけることになる。

◆20周年を迎える2016年度以降の情報センターの行う事業

設立経緯から、消防庁や消防関係機関を支援する役割を果たしてきたので、今後も消防庁の施策の方向性を踏まえた事業を行っていくのが本来の役割ではないかと思う。また、消防関係機関や運営委員会の意見を十分踏まえる必要がある。

具体的には、日本の主な消防法令の英訳については、これまで同様、計画的に実施する。

日本の消防の海外向け広報については、「日本の消防」の簡略版と6団体の事業の紹介を現在進めている。その後に何を世界に向けて発信するかを運営委員会等で議論し、検討し、実施していく。

一番難しいのが、シリーズ6番の中国まではできている海外消防情報シリーズの改訂版や新版の作成である。

いずれにしても、何か新しい企画を打ち出せるか知恵を集めていきたい。